

加入者のための ワンポイント解説!

加入者の皆様にわが国の医療制度の課題や健保組合・健保連(健康保険組合連合会)の主張についてわかりやすく解説するものです。

2009年度の国民医療費は36.6兆円で、毎年約1兆円を超える規模で増加しています。このまま医療費の増加が続くと、保険料や国の公費負担だけでは到底まかなうことができません。

“医療費の増加をいかに抑えるか”－これは、健保組合だけでなく国全体で取り組むべき課題です。健保組合は、加入者1人ひとりができること、心掛けることへの理解と協力を呼びかけ、医療費の節減に取り組んでいます。

はしご受診はやめよう

同じ病気で、複数の医療機関を転々と渡り歩く「はしご受診」。行く先々で同じ検査を受けるのは医療費の「ムダ」ですし、薬の重複による副作用などの危険もあります。医療機関を変更したい場合には、医師に「紹介状」をもらってから転院することを勧めています。

コンビニ受診はやめよう

急病でもないのに時間外や深夜、休日に受診する「コンビニ受診」。単に「用事があるから」「都合がいいから」などと診療時間外に受診するのは、割増料金がかかるばかりでなく、救急医療の妨げにもなります。時間外の受診は、やむを得ない時だけの利用を心掛けましょう。

整骨院、鍼灸院等のかかり方を知ろう

整骨院・接骨院、はり・灸、マッサージなどにかかる場合は、医師が施術を認めた場合や、決められたケガや疾患に限って健康保険が使えます。

日常での単なる疲労や肩こり、筋肉痛、マッサージ(リラクセーション)などには健康保険は使えず、全額自費負担となります。

健康保険が使えないことが判明した場合は、後日返還を求められることがあります。



施術を受けるときの注意事項

- 病院での治療と重複はできません。
- 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。
- 療養費支給申請書は必ず自分でサインしてください。
- 領収書は必ずもらいましょう。

健保組合・健保連は加入者の健康を守り、限りある医療保険財源を有効に活用することに取り組んでいます。このことが医療費の節減につながることから、国全体としても積極的に取り組むことを主張しています。